

平成26年執行沖縄県知事選挙 公開質問状

質問項目と概要説明

質問1 障がい者社会参加支援施設の整備について

本県では、かつて体育館施設やグラウンド等が併設された「沖縄県立身体障害者更生指導所」が平成19年3月まで存在し、総合拠点機能を担っていました。県はこれらの施設の移転計画を作成し上記施設を解体、新たな建設整備が検討されていましたが、その計画も不透明な経過で立ち消えとなってしまいました。現在本県では、障がい者社会参加推進の拠点が無いため、各団体の活動促進に支障を来たしており、さらに団体間の連携が取れていないなど、様々な問題が発生しています。全国的には、障がい者支援のための県域の拠点「障害者福祉センターA型」が設置され、または、障害者体育施設等の整備がされています。九州・沖縄地域でいえば、県域施設が無いのは沖縄県だけです。今後、東京パラリンピック等も見据えた障がい者スポーツ推進や情報アクセシビリティ推進、虐待防止を含めた権利擁護推進等の様々な総合連携機能を備えた障がい者社会参加施設が必要とされています。このことに関して、候補者のお考えをお聞かせください。

質問2 沖縄県共生社会条例の推進策について

日本は、昨年12月4日に国会が「障害のある人の権利に関する条約」を批准し、条約は今年2月19日より効力を生じました。政府は、本格的に障害のある人の権利擁護に関する施策を進める意向です。沖縄県においては、県議会で、昨年10月に「沖縄県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」を採択し、本年4月1日より施行されています。本条例では、差別を解消する仕組みとして、市町村による差別事例相談員の配置を想定し、県は広域相談専門員を配置、さらに、知事の任命による「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」を設置しています。

本条例の実施には、市町村の協力が不可欠です。そこで、本条例の実施を推進するための施策について、候補者のお考えをお聞かせください。

質問3 道路交通法の一部改正による一定の症状を有する方々の運転について

平成25年6月に公布された「道路交通法」の一部改正や「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」で、統合失調症、てんかん、そううつ病、認知症、無自覚性低血糖症等の病気が対象疾患として規定されました。

しかし、これらの病気による事故率が他の要因と比較して高いという医学的根拠はなく、法の下での平等に反し、病気に対する差別を助長し、これらの病気を有する人にいたずらに不安を与え、社会生活に重大な影響を与えかねません。

この法律が病気をもちながらも症状を有しない者に対する不当な不利益や差別が生じることがないように適切な運営が求められます。それに対する候補者の考えをお聞かせください。

質問4 精神障害者の長期入院について

昨年の7月から8月にかけて沖縄県福祉保健課によって精神障害者地域移行等希望調査が実施され、調査結果は今年の1月に公表されました。

これにより、入院患者の高齢化や受け入れ先の確保が困難なケースなど様々な要因が浮かび上がりました。調査結果を受け、知事候補者として、精神障害者が安心して地域生活が送れるために、どのような施策を考えているのか、社会資源整備の具体的な目標等を挙げてご回答ください。

質問 5 養護老人ホームの活用について

沖縄県高齢者保健福祉計画では、養護老人ホームについて、「入所者数が近年定員割れの状況」が続いており、「市町村において養護措置の対応が十分とは言えない状況があることから、措置事務等について適切な運用を図る必要がある」とうたわれています。また、「老人福祉の観点から依然として重要な施設であり、現状の定員数を維持することとし、入所促進に努めます。」と記載されています。しかし、依然として定員割れの状況は変わっておらず、自治体において措置（運営費）の予算が確保されない「措置控え」が起こっている、との指摘がされています。知事に就任後、養護老人ホームの入所促進に努める方策及びその財源措置について、候補者のお考えをお聞かせください。

質問 6 権利擁護施策の拡充について

沖縄県高齢者保健福祉計画では、権利擁護の推進について、「県は、市町村長が法定後見開始の審判等の申立を積極的に行えるよう、引き続き情報提供、技術的助言等を行っていくとともに、地域支援事業の利用についても支援する」と述べており、成年後見制度の利用者の拡大も伴って、その申請と利用に必要な費用を支援する、地域支援事業である「成年後見制度利用支援事業」もニーズが高まっています。

しかし、地域支援事業は介護保険を主財源とする市町村の任意事業であり、市町村によりその展開がまちまちです。例えば、利用対象者を「市町村長申立を行った者」などに限定している市町村が多くあります。

また、同計画の日常生活自立支援事業の項では、「当該制度から後見制度への移行をすすめることによって利用待機者を減らす」とされていますが、利用者枠の拡大はうたっておらず、利用待機者の減少という目標実現を疑問視する向きもあります。

資力のない者の存在や認知症高齢者の増加が指摘される中、公的財源の確保によるこれらの権利擁護施策の拡充が求められると考えますが、そのことについての候補者のお考えをお聞かせください。

質問 7 生活困窮者自立支援法について

今年 4 月施行の生活困窮者自立支援法においては、様々な生活問題を解決することが期待されています。

生活困窮者の支援には、そのニーズを把握し、自立を促す専門的な知識と技術が不可欠です。本施策が円滑に展開されるためには、福祉専門職の配置を推進する必要があると考えますが、そのことについての候補者のお考えをお聞かせください。

質問 8 地域包括ケアシステムの構築と市町村への支援について

今年 6 月 18 日に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護確保推進法）が国会で成立しました。ここでは、地域包括ケアシステムの構築の一環として地域支援事業の充実が掲げられ、これまで介護保険の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し多様化していくことが盛り込まれています。地域支援事業は介護保険財源で市町村が取り組む事業であり、へき地や離島を抱える本県においては、財源確保の観点から、市町村間で充実度にばらつきを生み、多様化が図れない状況もでてくるのではないかと懸念します。地域包括ケアシステムの構築に関し、知事として市町村の支援策およびその財源確保について、候補者のお考えをお聞かせください。

質問 9 国の「患者申出療養制度（仮称）」の創設に関するお考えについて

政府は規制改革会議の提言を踏まえ、今年 6 月 24 日「日本再興戦略」改訂 2014」を閣議決定し、次期通常国会に関連法案の提出が予定されています。その中には、多様な患者ニーズを充足し質の高いヘルスケアサービスを提供できるようにするためとして保険外併用療養費制度の大幅拡大を行うこと、具体的には、患者の申し出により未承認の医薬品などの使用を認める「患者申出療養制度（仮称）」の創設が盛り込まれました。これにより、新たな医療技術の導入によって新薬や医療機器の開発を促進し、日本経済の成長につなげるとされていますが、一方では、自己負担が増えることにより制度を利用できる人と利用できない人の間で医療格差が拡大することや、また、県民所得が他県に比べ低位にある本県では、利用者が限定されることを懸念する声もあります。この制度の導入に関する基本的な立場について、候補者自身のお考えをお聞かせください。

質問 10 精神保健福祉士及び医療社会事業従事者の養成・確保と資質の向上について

平成 25 年に県は第 6 次沖縄県保健医療計画を策定しました。その中の「保健医療従事者等の概況及び養成・確保と資質の向上」の章において、精神保健福祉士・医療社会事業従事者について、「地域医療連携や在宅医療の推進に当たっては、(中略)、精神保健福祉士及び医療社会事業従事者の果たす役割に対する期待が高くなって」いるとされていますが、施策の方向性については、「関係機関と連携を図りながら資質の向上を図る」にとどまっており、県として計画終了年度までにどの程度配置すべきか、という数値目標はありません。知事に就任後、精神保健福祉士及び医療社会事業従事者をどの程度養成・確保し、資質の向上についての施策について、候補者自身のお考えをお聞かせください。

質問 11 社会福祉法人への将来に対するお考えと課税の是非について

昨今、社会福祉法人に対する課税について議論されています。一部の不祥事や問題点を根拠にして社会福祉法人全体に問題があるかのような議論がなされ、これまで国の社会福祉事業を中心的に担い、大きく貢献してきた社会福祉法人に対する不当な攻撃ともいえる状況が一部に見られます。国が社会福祉事業に市場原理や競争原理を取り入れた結果、必ずしも社会福祉にアイデンティティを持たないサービス事業者や、明らかに営利を目的とする事業者が多くなったことも否定できない事実です。

社会福祉事業を底辺で支えてきた沖縄県内の社会福祉法人の将来に対し、行政の長としてどのような未来を描いておられるか、また、社会福祉法人への課税の是非について候補者の自身のお考え明確にお聞かせください。